

第 7 8 号議案

東大和市体育施設等の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市体育施設等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

東大和市民体育館、東大和市民プール、東大和市立桜が丘市民広場、東大和市上仲原公園野球場（陸上競技場を含む。）、東大和市上仲原公園テニスコート、東大和市清原中央公園運動広場

2 指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者

東大和市かがやきプロジェクト

代表団体 株式会社クリーン工房

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 1 番地 2 さいたま新都心 L A タワー
3 0 F

代表取締役 川鍋 大二

構成団体 株式会社ルネサンス

東京都墨田区両国二丁目 1 0 番 1 4 号

代表取締役社長執行役員 岡本 利治

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

東大和市体育施設等の指定管理者の指定について

(1) 東大和市体育施設等の本業務に関する基本協
定書（原案）

(2) 基本事業計画書（概要版）

（指定管理者の候補者が提出したものの概要版）

(3) 収支予算書

（指定管理者の候補者が提出した令和7年度か
ら令和11年度までの収支予算書）

(1) 東大和市体育施設等の本業務に関する基本協
定書（原案）

東大和市体育施設等の本業務に関する基本協定書【原案】

東大和市教育委員会（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）とは次のとおり東大和市体育施設等（以下「体育施設等」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次の条項により、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

この場合において、本協定中、委託者を代表する執行機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、東大和市長及び東大和市教育委員会とする。

第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は委託者と東大和市体育施設等に関する条例（平成5年条例第34号。以下「条例」という。）第15条第4項の規定により指定管理者に指定された受託者が相互に協力し、体育施設等を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 委託者及び受託者は、体育施設等の管理を指定管理者である受託者に行わせることの趣旨について、民間事業者たる受託者の能力を活用しつつ、地域住民等に対するスポーツ、レクリエーションその他社会体育等の普及振興及び体育施設使用効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性の趣旨の尊重）

第3条 受託者は、体育施設等の設置目的、指定管理者の指定の意義及び体育施設等の指定管理業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 委託者及び受託者は、互いに協力し、信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

2 委託者及び受託者は、地方自治法、条例、規則その他関係法令を遵守し、本協定を履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）仕様書 体育施設等の本業務に係る仕様書をいう。

（2）指定管理委託料 委託者が受託者に対して支払う本業務の実施に関する対価をいう。

（3）年度協定 本協定に基づき年度の業務内容の詳細及び年度の指定管理委託料を

定めるために委託者と受託者が指定期間中に年度締結する協定のことをいう。

(4) 基本事業計画書 指定管理者の公募時における受託者の提案を基に委託者及び受託者協議の上調製する指定期間に係る長期的かつ総合的な事業計画書をいう。

(5) 年度事業計画書 基本事業計画書に基づく年度の本業務の実施に係る事業計画書をいう。

(6) 不可抗力 天災（地震、落雷、洪水、異常降雨、土砂災害等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、感染症の感染拡大、法令変更、及びその他委託者及び受託者の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者の増減は不可抗力に含まないものとする。

（管理物件）

第6条 受託者が管理する施設、設備及び物品（以下「管理物件」という。）は、別紙1「管理物件一覧」に定めるとおりとする。

2 受託者は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保たなければならない。

（指定期間）

第7条 受託者が管理業務を実施する指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年数は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第2章 管理業務の範囲と実施条件

（管理業務の範囲）

第8条 条例第17条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 体育施設等の休場日及び開場時間の変更等に関すること。
- (2) 管理物件の利用の承認に関すること。
- (3) 管理物件の維持管理業務に関すること。
- (4) 自主事業に関する業務に関すること。
- (5) 独自事業の業務に関すること。
- (6) 体育施設等への特別の設備等の設置及び器具等の持込みの承認に関すること。
- (7) 利用料金の収受、減額、免除及び還付に関すること。
- (8) その他

ア 事業計画書及び収支予算書の作成

イ 事業報告書の作成

ウ 市民意見の聴取及び反映

エ 自己評価の実施

オ 指定期間終了にあたっての引継ぎ

カ その他指定管理業務を行う上で必要な業務

2 前項各号に掲げる業務の内容は、別紙仕様書及び受託者から提出された基本事業計画書に定めるとおりとする。

(委託者が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、委託者の責任と費用において実施するものとする。

(1) 体育施設等の目的外使用許可

(2) 管理物件の修繕等で、第15条の規定により委託者が実施するもの。

(業務の要求水準)

第10条 受託者が管理業務を実施するに当たって満たさなければならない水準(以下「業務の要求水準」という。)は、仕様書及び業務要求水準書に示すとおりとする。

(業務範囲及び業務の要求水準の変更)

第11条 委託者又は受託者は、必要と認める場合は、第8条で定めた本業務の範囲及び第10条で定めた業務の要求水準の変更を求めることができる。

2 委託者又は受託者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 管理業務範囲又は業務の要求水準の変更については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(管理業務の実施)

第12条 受託者は、関係法令のほか、本協定、年度協定、仕様書、東大和市体育施設等募集要項(以下「募集要項」という。)、基本事業計画書及び年度事業計画書に従って管理業務を実施するものとする。

2 本協定、年度協定、仕様書、募集要項、基本事業計画書及び年度事業計画書の中に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、年度協定、仕様書、募集要項、基本事業計画書及び年度事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、基本事業計画書又は年度事業計画書において仕様書を上回る水準が提案されている場合は、基本事業計画書又は年度事業計画書に示された水準によるものとする。

(委託等の制限)

第13条 受託者は、管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託者の承諾を得なければならない。

3 委託者は、受託者に対して、第三者に委託し、請け負わせた業務の内容その他必要な事項の報告を求めることができる。

4 受託者が、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て受託者が負担するものとする。

(法令上の責任)

第14条 受託者は、受託者の従業員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法、

最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他の法令上全ての責任を負って従業員を管理するものとし、これらの責任を委託者に及ぼさないものとする。

(施設等の修繕等)

第15条 施設又は設備の修繕については、1件につき50万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては委託者が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき50万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては、指定管理委託料に計上された修繕費の範囲内で受託者の責任において実施するものとする。ただし、緊急を要する等の理由で50万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上の修繕を行う場合は、委託者とあらかじめ協議するものとする。

2 受託者は、実施した修繕について、年度末日にその支払いの内訳を明らかにし、清算するものとする。

3 受託者は、前項の清算において、支払いを受けた指定管理委託料のうち修繕費に残金が生じた場合は、委託者に返納しなければならない。

4 各年度の指定管理委託料に計上された修繕費を超えて受託者が実施すべき修繕事案が発生した場合は、委託者及び受託者が協議して対応するものとする。

(緊急時の対応)

第16条 受託者は、指定期間中、管理業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合に備え、対処に関する体制の整備その他の必要な措置に関する事項を定めなければならない。

2 受託者は、緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、委託者を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

3 緊急事態が発生した場合は、受託者は委託者と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(災害等応急活動)

第17条 受託者は、災害等が発生した場合、東大和市地域防災計画に基づき市が行う応急対策等に協力するものとする。

2 前項に定める協力業務内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 避難所の開設及び運営に関すること。

(2) 利用者の避難及び救護に関すること。

(3) 体育施設等の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市が協力要請をした事項

(暴力団の利用の排除)

第18条 受託者は、体育施設等の利用許可に関して、暴力団(東大和市暴力団排除条例(平成24年条例第37号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の活動に利用される疑いのある場合は、委託者と協議の上、暴力団排除条例に基づき適切に事務を処理しなければならない。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第19条 受託者は、管理業務の実施にあたって、暴力団員等（暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（情報管理・情報公開）

第20条 受託者は、本協定の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東大和市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第32号）の規定を遵守するほか、管理業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために、資料2「個人情報の取扱いに係る特記事項」に基づき必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、次に掲げる事項について、施設内での資料の備付けその他の方法により適時公表するものとする。

（1）管理業務の実施状況（施設設備維持管理状況等）

（2）施設の利用状況（利用者数、利用率等）

（3）事業の実施状況（実施した事業の状況等）

（4）管理経費等の収支状況

（5）利用者の意見、要望等

（近隣対策）

第21条 受託者は、体育施設等の管理運営に当たっては、近隣住民との協調に努め、騒音、悪臭、ごみの散乱、砂塵の飛散、交通渋滞等のトラブルを防止するよう留意しなければならない。

2 体育施設等の管理運営に伴って近隣住民との間に問題が発生した場合は、受託者は責任を持って解決に向けた対策を講じなければならない。この場合において受託者は、問題発生時及び解決時それぞれ状況を委託者に報告するものとし、必要に応じて委託者と協議するものとする。

第4章 備品の扱い

（委託者による備品の貸与）

第22条 委託者は、別紙に定める「備品台帳」に示す備品（以下「備品（I種）」という。）を無償で受託者に貸与するものとする。

2 受託者は、指定期間中、備品（I種）を常に良好な常態で保たなければならない。

3 備品（I種）が経年劣化等により管理業務実施の用に供することができなくなったときは、委託者は、受託者との協議により、必要に応じて委託者の費用で当該備品を調達するものとする。

4 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により備品（I種）を毀損滅失したとき

は、委託者との協議により、委託者に対しその費用を弁償し、又は受託者の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。

5 備品（Ⅰ種）の修繕については、第15条の規定を準用する。

（受託者による備品の購入等）

第23条 受託者は、管理業務の実施に供するために必要な備品（以下「備品（Ⅱ種）」という。）を購入し、又は調達するものとする。

2 前項の規定により受託者が自己の費用で購入し、又は調達した備品（Ⅱ種）は、受託者に帰属するものとする。ただし、受託者が委託者と事前に協議し、指定管理委託料により購入した備品等は、委託者に帰属するものとする。

第5章 業務実施にかかる委託者の確認事項

（事業計画書）

第24条 受託者は、受託者の提案を基に委託者と協議の上調製した基本事業計画書に基づき管理業務を実施するものとする。

2 受託者は、毎年度委託者が指定する期日までに翌年度の年度事業計画書及び収支予算書を提出し、委託者の承認を得なければならない。

3 委託者及び受託者は、基本事業計画書又は年度事業計画書等を変更する必要があるときは、委託者と受託者の協議により、決定するものとする。

（事業報告書）

第25条 受託者は、管理業務に関し年度終了後60日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出し、委託者の確認を得なければならない。

（1）管理物件の維持管理状況（修繕等の状況）

（2）施設の利用状況（利用者数、利用率、利用不承認の件数・理由等）

（3）独自事業の実施状況（実施した事業の状況及び課題分析等）

（4）利用料金その他管理経費等の収支状況

（5）その他委託者が指示する事項

2 受託者は、委託者が第41条から第44条までの規定に基づいて年度途中において受託者に対する指定管理者の指定を取消した場合には、指定を取り消された日から60日以内に当該年度の取消し日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 受託者は、毎月の管理業務に関し翌月の15日までに次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出し、委託者の確認を得なければならない。

（1）管理物件の維持管理状況（修繕等の状況）

（2）施設の利用状況（利用者数、利用率、利用不承認の件数・理由等）

（3）独自事業の実施状況（実施した事業の状況）

（4）利用料金その他管理経費等の収支状況

（5）その他委託者が指示する事項

- 4 委託者は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はこれに関連する事項について、受託者に対して報告又は口頭による説明を求めることができる。

(業務の実施状況の確認と改善勧告)

第26条 委託者は、事業報告書の確認のほか、受託者による管理業務の実施状況を確認することを目的として随時、管理施設へ立入ることができる。また、委託者は受託者に対して管理業務の実施状況や収支状況等について説明を求めることができる。

- 2 受託者は、委託者から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除き、その申出に応じなければならない。
- 3 前条及び第1項の規定による確認の結果、受託者による管理業務の実施が業務の要求水準を満たしていない場合は、委託者は、受託者に対して業務の改善を勧告するものとする。
- 4 受託者は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(監査)

第27条 委託者は、必要があると認めるときは、地方自治法第199条第7項の規定により、管理業務に関し出納その他の事務について監査をすることができる。

- 2 委託者は、必要があると認めるときは、地方自治法第199条第8項の規定により、受託者に対し出頭を求め、調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求めることができる。
- 3 受託者は、第1項の監査又は前項の出頭等の要求があったときは、これに応じなければならない。

第6章 指定管理委託料

(指定管理委託料の支払い)

第28条 委託者は、管理業務の対価として、受託者に対して指定管理委託料を支払うものとする。

- 2 全指定期間に係る指定管理委託料の総額は、円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、この範囲内において別途年度協定で定めるものとする。
- 3 前項の全指定期間に係る指定管理委託料の総額は、これを保証するものではない。
- 4 指定管理委託料の支払方法等については、年度協定で定めるものとする。

(指定管理委託料の変更)

第29条 委託者又は受託者は、第11条第1項の規定による変更その他のやむを得ない事由により、当初合意された指定管理委託料が不適当となると認めるときは、相手方に対して文書により指定管理委託料の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 委託者又は受託者は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否及び変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

第7章 リスク分担、損害賠償及び不可抗力

(リスク分担)

第30条 管理業務に係るリスク分担については、別記1「リスク分担表」に定めるとおりとする。ただし、本協定の条項に特別の定めがある場合は、当該条項によるものとし、リスク分担表に定めのないリスクについては、委託者及び受託者が協議してその分担を定めるものとする。

2 リスクの回避、軽減、除去等の措置及びリスクが顕在化した場合の措置等については、リスク分担表に定めるもののほか、次条から第33条までに定めるところによる。

(保険)

第31条 受託者は、管理業務の実施にあたり、委託者又は受託者が付保しなければならない保険は、次の表のとおりとする。

委託者	火災保険	施設賠償責任保険
受託者	施設賠償責任保険	

2 受託者は、前項の保険に加入したときは、当該保険に係る証券の写しその他の加入内容を証する書面を、直ちに委託者に提出しなければならない。

(損害賠償等)

第32条 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を委託者に賠償しなければならない。ただし、委託者が特別の事情があると認めたときは、委託者は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第33条 管理業務の実施において受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受託者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が委託者の責めに帰すべき事由又は委託者及び受託者双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではない。

2 委託者は、受託者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、受託者に対して賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

3 前2項に定めるところによるほか、第三者への賠償については、民法（明治29年法律第89号）及び国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づいて処理するものとする。

(苦情、要望、住民運動、不服申立又は訴訟への対応)

第34条 受託者は、管理業務に関し、利用者又は市民から苦情、要望、住民運動、不服申立て又は訴訟を提起されたときは、委託者と協議の上誠実に対応しなければならない。

2 前項に規定する対応により発生した増加費用については、受託者の負担とする。
(管理業務の継続が困難となった場合の措置等)

第35条 受託者は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかにその旨を委託者に申し出なければならない。

2 受託者の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、委託者は、受託者に対して業務の改善等の必要な指示を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 不可抗力により管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、委託者と受託者は、管理業務の継続について協議するものとする。

4 受託者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第36条 不可抗力の発生に起因して受託者に損害・損失又は増加費用が発生した場合は、受託者は、その内容や程度の詳細を記載した書面により委託者に通知するものとする。

2 委託者は、前項の通知を受けた場合、損害等の状況の確認を行った上で委託者と受託者の協議を行い、不可抗力の判定及び費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して受託者に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については、合理性の認められる範囲で委託者が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第37条 第35条第3項に定める協議の結果、不可抗力の発生により管理業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合は、受託者は、不可抗力により影響を受ける限度において、本協定の定める義務を免れるものとする。

2 受託者が不可抗力により業務の一部を実施できなくなった場合、委託者は受託者との協議の上、受託者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理委託料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第38条 受託者は、指定期間の満了に際し引継書を作成し、委託者又は委託者が指定する者に対し、管理業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 委託者は、必要と認める場合には、指定期間の満了前に、受託者に対して委託者又は委託者が指定する者による体育施設等の視察を申し出ることができるものとする。

3 受託者は、委託者から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除き、その申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第39条 受託者は、指定期間の満了までに、体育施設等を原状（管理業務を開始する前の状態をいう。）に回復し、委託者に対し明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者が認めた場合には、受託者は体育施設等の原状回復を行わずに、別途委託者が定める状態で委託者に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

（備品等の扱い）

第40条 指定期間の満了に際し、備品（Ⅰ種）については、受託者は、委託者又は委託者が指定する者に対して引継がなければならない。

2 指定期間の満了に際し、備品（Ⅱ種）については、原則として受託者が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、委託者と受託者の協議において両者が合意した場合、受託者は、委託者又は委託者が指定する者に対して引継ぐことができるものとする。

第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し

（委託者による指定の取消し）

第41条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

（1）委託者に対し虚偽の報告をし、又は報告若しくは調査を拒んだとき。

（2）管理業務に関する委託者の指示に従わなかったとき。

（3）関係法令、条例又は本協定に違反したとき。

（4）応募時の指定管理者の資格要件を満たさなくなったとき又は指定管理者指定申請書若しくは添付書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

（5）差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。

（6）破産、会社整理、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申し立てをし、又は申し立てをされたとき。

（7）自ら振り出し、又は引き受けた手形又は小切手について、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。

（8）組織的な違法行為が行われる等、管理業務を行わせておくことが社会通念上不適当であると認められるとき。

（9）前各号に掲げる場合のほか、受託者による管理業務の実施を継続することが適当でないと認められるとき。

2 委託者は、前項の規定に基づいて指定の取消しを行おうとする場合は、事前に東大和市行政手続条例（平成9年条例第8号）に基づく聴聞手続を行わなければならない。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、受託者に損害・損失や増加費用が生じて、委

託者はその賠償の責めを負わないものとする。

(暴力団排除措置による指定の取消し等)

第42条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 暴力団であると認められるとき。

(2) 役員等(次に掲げる者をいう。以下にこの条において同じ。)が暴力団員等であると認められるとき。

ア 法人にあつては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者

イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者かを問わず、事務所の業務を統括する者(事務所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))

(3) 役員が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

(4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

(6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(9) 第19条に規定する暴力団員等から不当介入に対する通報及び報告業務を履行しなかったとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合について準用する。

(受託者による指定の取消しの申出)

第43条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合、委託者に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

(1) 委託者が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

(2) 委託者の責めに帰すべき事由により受託者が損害又は損失を被り、その損害を委託者が賠償しないとき。

(3) 受託者が自らの経営状況から判断して、又は受託者の責めに帰すべき事由により本協定による業務を継続することが困難であると認めるとき。

(4) その他、受託者が必要と認めるとき。

2 委託者は、前項の申出を受けた場合、受託者との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第44条 委託者又は受託者は、不可抗力の発生により、管理業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果やむを得ないと判断された場合、委託者は、指定の取消しを行うものとする。

3 前項の取消しによって、受託者に発生する損害・損失及び増加費用の負担は、合理性が認められる範囲で委託者が負担することを原則として、委託者と受託者の協議により決定するものとする。

(指定の取消し等に伴う措置)

第45条 受託者は、指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合に、既に指定管理委託料が支払われているときは、当該指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止に係る期間に対して支払われた指定管理委託料として委託者が計算して定める金額を、委託者の指定する期日までに委託者に返還しなければならない。

(指定期間終了時の取扱い)

第46条 第38条から第40条までの規定は、第41条から第44条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、委託者及び受託者が合意した場合はこの限りでない。

第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第47条 受託者は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に委託者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(連絡調整会議等の設置)

第48条 委託者及び受託者は、管理業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議等を設置する。

2 前項の連絡調整会議等の詳細については、委託者と受託者の協議により別に定める。

(管理業務の範囲外の業務)

第49条 受託者は、管理施設の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において自己の責任と費用により独自事業を実施することができるものとする。

2 受託者は、独自事業を実施する場合には、委託者に対し事業計画（以下「独自事業計画書」という。）を提出し、事前に委託者の承認を受けなければならない。その際、委託者と受託者は必要に応じて協議を行うものとする。

3 委託者と受託者は、独自事業を実施するに当たっては、独自事業の実施条件等について別途協定を締結するものとする。

4 受託者は、独自事業計画書を変更するときは、事前に委託者の承認を受けなくてはならない。

（請求、通知等の様式その他）

第50条 本協定に関する委託者及び受託者間の請求、通知、申出、報告、承認及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、文書により行わなければならない。（協定の変更）

第51条 委託者及び受託者は、管理業務に関し、特別な事情が生じたときは、委託者と受託者の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

2 前項の協議の申出は、急を要するものを除き、協定変更予定日の6か月前までに行うものとする。

（管轄裁判所）

第52条 本協定の関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。（解釈）

第53条 委託者が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、委託者が受託者の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

（疑義について協議）

第54条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、委託者と受託者の協議の上これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し委託者及び受託者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する

仮協定締結日

令和 年 月 日

協定締結日

令和 年 月 日

委託者（地方公共団体）

所在地 東京都東大和市中央3丁目930番地

名 称 東大和市

代表者 東大和市長

名 称 東大和市教育委員会

受託者（指定管理者）

所在地

名 称

代表者

別紙 1

管理物件一覧

(1) 体育施設等（各施設の管理区域等の詳細については、仕様書等を参照）

名 称	所 在 地
東大和市民体育館	東大和市桜が丘 2 丁目 167 番地の 13
東大和市民プール	
東大和市立桜が丘市民広場	東大和市桜が丘 2 丁目 142 番地の 2
東大和市上仲原公園野球場 （陸上競技場を含む。）	東大和市向原 1 丁目 1 番地
東大和市上仲原公園テニスコート	
東大和市清原中央公園運動広場	東大和市清原 1 丁目 1 番外

(2) 管理物品（詳細については、備品台帳を参照）

資料 2

東大和市体育施設等の本業務に関する個人情報の取扱いに係る特記事項

1 基本的事項

東大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から東大和市体育施設等の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）の指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、当該管理業務のうち個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱業務」という。）の処理に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関連する法令規則等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 適正な管理

指定管理者は、個人情報取扱業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故の防止を図り、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

3 適正な使用

指定管理者は、個人情報取扱業務に係る個人情報につき、当該業務の範囲を超えた加工、再生又は保管をしてはならない。

4 従事者の範囲等の明確化

指定管理者は、従事者、従事者の作業範囲、作業場所、作業責任区分等を明確にしておかなければならない。

5 収集の制限

指定管理者は、個人情報取扱業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の処理に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

6 秘密の保持

指定管理者は、個人情報取扱業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定の期間が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

7 従事者への周知

指定管理者は、その従事者に対し、在職中及び退職後においても、個人情報取扱業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等個人情報の保護に関して必要な事項を周知徹底しなければならない。

8 従事者に対する教育研修及び監督

指定管理者は、個人情報取扱業務の従事者に対し、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記仕様書に定める遵守すべき事項その他管理業務の適切な履行に必要な教育研修を実施し、及び当該従事者を監督しなければならない。

9 目的外使用等の禁止

指定管理者は、教育委員会の指示又は承諾のある場合を除き、個人情報取扱業務に関して知り得た個人情報を当該個人情報取扱業務で処理する目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

10 再委託の禁止及び許諾再委託の禁止

- (1) 指定管理者は、個人情報取扱業務を自ら取り扱うものとし、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、教育委員会が承諾したときはこの限りでない。
- (2) 受託者は、再委託をする必要がある場合は、再委託先の名称、再委託をする理由、再委託をして処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ書面により再委託をする旨を委託者に申請し、その許諾を受けなければならない。
- (3) 前号の場合、受託者は、再委託先に管理業務に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (4) 前2号の規定は、再委託をされた業務が更に委託された場合に準用する。

11 複写等の禁止

指定管理者は、教育委員会の指示又は承諾のある場合を除き、個人情報取扱業務に係る個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

12 持ち出しの禁止

指定管理者は、個人情報が記録されている媒体を第4項により明確にした作業場所から持ち出してはならない。ただし、教育委員会の承諾がある場合はこの限りではない。

13 資料等の返還

指定管理者は、個人情報取扱業務を処理するために教育委員会から貸与され、又は指定管理者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、指定の期間の終了までに教育委員会が指定する方法により教育委員会に返還し、又は引き

渡さなければならない。

1 4 個人情報の廃棄

前項の規定に係らず、指定管理者は、教育委員会と協議の上、個人情報を破棄することができる。この場合、個人情報が第三者の利用に供されることがないよう、教育委員会の指示する方法により、焼却、裁断、溶解等により保有する一切の個人情報を滅却し、その個人情報の内容、数量、滅却の方法、年月日及び管理責任者を記載した報告書を提出しなければならない。

1 5 立入調査等

- (1) 教育委員会は、管理業務に係る個人情報の取扱いについて、必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するために、指定管理者に対して立入調査をし、又は報告を求めることができる。
- (2) 前号の規定により、立入調査又は報告の求めがあったときは、受託者は、これに従わなければならない。

1 6 事故発生時における報告義務等

指定管理者は、この特記事項の記載事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会の指示に従うものとする。指定の期間が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

1 7 指定の取消し及び損害賠償等

教育委員会は、指定管理者の個人情報の管理が著しく不適切と認めるとき、又は個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故の発生が指定管理者の責めに帰すべき事由によると認められるときは、東大和市体育施設等の指定管理業務に関する基本協定第41条の規定に基づいて、指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずること及び損害の賠償を請求することができる。

1 8 報告書の提出

指定管理者は、指定の期間の終了後、個人情報取扱業務における個人情報の保有状況報告書を提出するものとする。

1 9 個人情報の貸与等

指定管理者が個人情報取扱業務の執行上、やむを得ず教育委員会から個人情報の貸与を受ける必要がある場合、貸与を受けた年月日、個人情報の内容及び数量並びに管理責任者を記載した受領書を教育委員会に提出しなければならない。

20 秘密の保持等の義務違反に対する措置

指定管理者において、個人情報の保護に関する法律に定める秘密の保持等の義務に違反があったときは、同法第176条及び第180条の規定により懲役又は罰金に処せられることがある。

21 その他

前各項に掲げるもののほか、当該事務の性質又は目的により教育委員会が必要と認める個人情報の保護に関する事項が生じた場合又は疑義が生じた場合は、教育委員会と協議を行い必要な措置を講じるものとする。

(2) 基本事業計画書（概要版）

（指定管理者の候補者が提出したものの概要版）

東大和市体育施設等 指定管理者 事業計画書（概要版）



目次

1	指定管理業務を行うにあたっての基本方針	P 1 ～ 3
2	体育施設等の運営に関する業務について	P 4 ～ 7
3	体育施設等の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務について	P 8 ～13
4	スポーツ、レクリエーション及び社会体育活動の振興に関する業務 について	P14～16
5	スポーツ、レクリエーション及び社会体育活動に関する情報の収集 及び提供に関する業務について	P17
6	スポーツ、レクリエーション及び社会体育活動に関する相談業務 について	P18～19
7	その他の体育施設等の管理運営に必要な業務について	P20

スポーツ・健康を通じ、市政実現へ向け、伴走

本事業のコンセプト

東大和かがやきプロジェクト

Higashiyamato Kagayaki Project

スポーツ・健康を通じた市政実現への伴走

- ・当グループは、本事業を推進することで、貴市総合計画「輝きプラン」実現の一翼を担う必要があると考え、本事業のコンセプトを「東大和かがやきプロジェクト」としました。
- ・これから東大和市を取り巻く環境の変化、現況と課題等を踏まえ、スポーツを通じて「人・施設・笑顔・未来」が輝き、都市の将来像の実現に向け、伴走します。

人口動態

- ・生産年齢人口の減少
- ・老年人口の増加
- ・世帯の少人数化が進行



人
が

市を取り巻く社会・経済情勢

当グループによる
アプローチ



輝く

子ども・子育て

- ・保育サービス利用率の増加
- ・上位水準の合計特殊出生率



未来
が

公共施設

- ・公共施設の老朽化
- ・75%が建築後30年以上経過



施設
が

都市の将来像

「水と緑と笑顔が輝くまち
東大和」への伴走



笑顔
が

高齢者・健康

- ・進展している高齢化
- ・延伸している健康寿命



上位計画に呼応した達成目標を設定し、政策実現の一翼を担う

将来の
都市像

「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」



都市像
背景

少子高齢化と人口減少が進展する中であっても
活力あるまちづくり 持続可能なまちづくり

重要施策

01

子ども・子育て
支援施策の推進



02

健康・高齢者
施策の推進



03

都市の価値を
高める施策の推進



04

持続可能な
行財政運営等の推進



本施設の設置目的

スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与

当グループが取組むべき施策の方針

- 子どもたちの成長と発達を支援する魅力的な習い事の展開
- 子育て世代が参加しやすいコンテンツ提供

- ライフステージに応じた切れ目のない健康づくりの推進
- ニーズに応じた市民の生きがい創造

- 施設の長寿命化
- 施設ポテンシャルの最大化・有効活用
- 市の特性を活かした事業推進

- 時代に応じた効果的・効率的な施設運営
- ICTの有効活用による市民サービスの向上
- 市内企業の健康経営推進

民間活力を導入した施策の総合的推進

本事業期間での達成目標

目標指標①

体育施設利用者数

～当グループのノウハウを最大化～

市民体育館	令和5年度	屋外施設	令和5年度
個人利用: 44,706人 団体利用: 5,025件		市民プール: 41,591人 その他施設: 10,414件	
令和11年度		令和11年度	
個人利用: 60,000人 団体利用: 5,500件		市民プール: 43,000人 その他施設: 11,000件	

目標指標②

施設の長寿命化

～予防保全+予知保全の実施～

令和5年度
修繕費実績: 4,510,979円
令和11年度
修繕費: 4,810,000円 (上昇率:6.6%)

目標指標③

光熱水費の削減

～SDGsに寄与した維持管理～

令和5年度
光熱水費実績: 23,829,955円
令和11年度
光熱水費: 22,500,000円 (削減率:5.6%)

共同企業体を組成することで、各社の専門性・独創性を発揮



代表企業

ビルメンテナンス業界トップクラスの PPP事業実績を誇る既存指定管理者

- 代表企業は、昭和47年創業以来さまざまな時代の流れの中で試行錯誤を重ね建物総合管理から運営事業の展開により、「付加価値提案創造企業」という営業ビジョンを形成しています。
- PPP事業をはじめとした多岐に亘る事業を展開し、豊かな生活環境を創造し、社会の発展に貢献していくために積極的に取り組んでいます。
- さいたまスーパーアリーナ、埼玉スタジアム2002をはじめ、指定管理27件、PFI事業15件の公共施設管理実績や多くの民間施設の維持管理実績を有し、施設の機能を十分に発揮できるよう、維持管理を実施し、利用者が「安心・安全・快適」に施設利用できるよう取り組んでいます。

当グループ各社の企業概要

構成企業



スポーツ施設・健康関連施設の 運営専門企業として業界を牽引

- 構成企業は、「生きがい創造企業」を企業理念とし、お客様に健康で快適なライフスタイルを提案しています。
- 1979年に創業し、スポーツクラブや介護リハビリ施設、公共施設の指定管理等、国内外274の施設を運営しているスポーツ施設運営に関するエキスパート企業です。
- 企業や健康保険組合の健康づくり支援や全国の自治体の介護予防事業の受託、オンライン事業、海外市場へ向けた取組など、長期ビジョンである「人生100年時代を豊かにする健康のソリューションカンパニー」を目指し、健康分野におけるサービスを多岐にわたって展開しています。
- 本施設近隣(武蔵小金井、西国分寺、国立、東久留米等)に自社スポーツ施設を経営しており、盤石なバックアップ体制を有しています。

本施設で発揮する各社の専門性・独創性

既存指定管理者構成企業として、維持管理全般・運営の一部を既に担っており、経年劣化が進行している本施設の現状を深く理解しています。

- ① 直近過去約5年に亘る本施設での事業経験に基づく、日々の小さな変化を見逃さない予防保全対応が可能
- ② 大規模修繕に向けての助言が可能
- ③ 実績豊富なPPP事業におけるノウハウの活用

スポーツクラブ業界トップシェア企業として、豊富な人的・物的リソースによる安定的かつ持続可能な運営体制の敷設を可能としています。

- ① 国内外274施設の運営実績に基づき、幼児から高齢者まであらゆる世代へのサービス提供が可能
- ② 約250自治体・4,000教室以上の自治体事業経験
- ③ 時代・ニーズに応じたトレーニング機器選定

強みを活かした本事業での役割

統括管理責任者の配置

貴市との連絡調整窓口

維持管理業務全般

清掃・保守点検・修繕等

運営業務

受付・屋外施設運営

相互バックアップが可能

副統括責任者の配置

スポーツ事業統括

スポーツ事業全般

自主事業含む

運営業務

トレーニング室運営

事業のコンセプト



当グループの姿勢・マインド

スポーツ・健康を通じた市政実現への伴走

「平等」に「公平」と「公正」の視点も加えた偏りのない事業を実施

- ・当グループは、貴市の代行者として「東大和市体育施設等に関する条例、施行規則」等の法令に基づき利用許可・承認を行います。
- ・全ての皆様に“平等”に利用いただく為に、“公平”と“公正”の視点も加えた偏りのない平等・公平・公正な事業を実施します。
- ・定員を設ける教室等に関しては先着順を原則とし、申込み多数の場合は公平性を保ち抽選を行い、法令に則った利用手続きにて、利用の許可・承認を行います。また、特定の団体に有利な状況などにならないように、中立的な立場で利用の調整を行い運営します。

「平等」の視点



個人の違いは視野に入らず、全員に「平等」なものが提供されている

「公平」の視点



個人の違いを考慮し、それぞれに「公平」な機会が提供されている

「公正」の視点



構造的なバリアが取除かれ、全員が平等かつ公平な機会を保持している

【平等、公平、公正のイメージ図】

臨時休場日は季節や天候やイベント後等の効果的かつ効率的なタイミングで実施

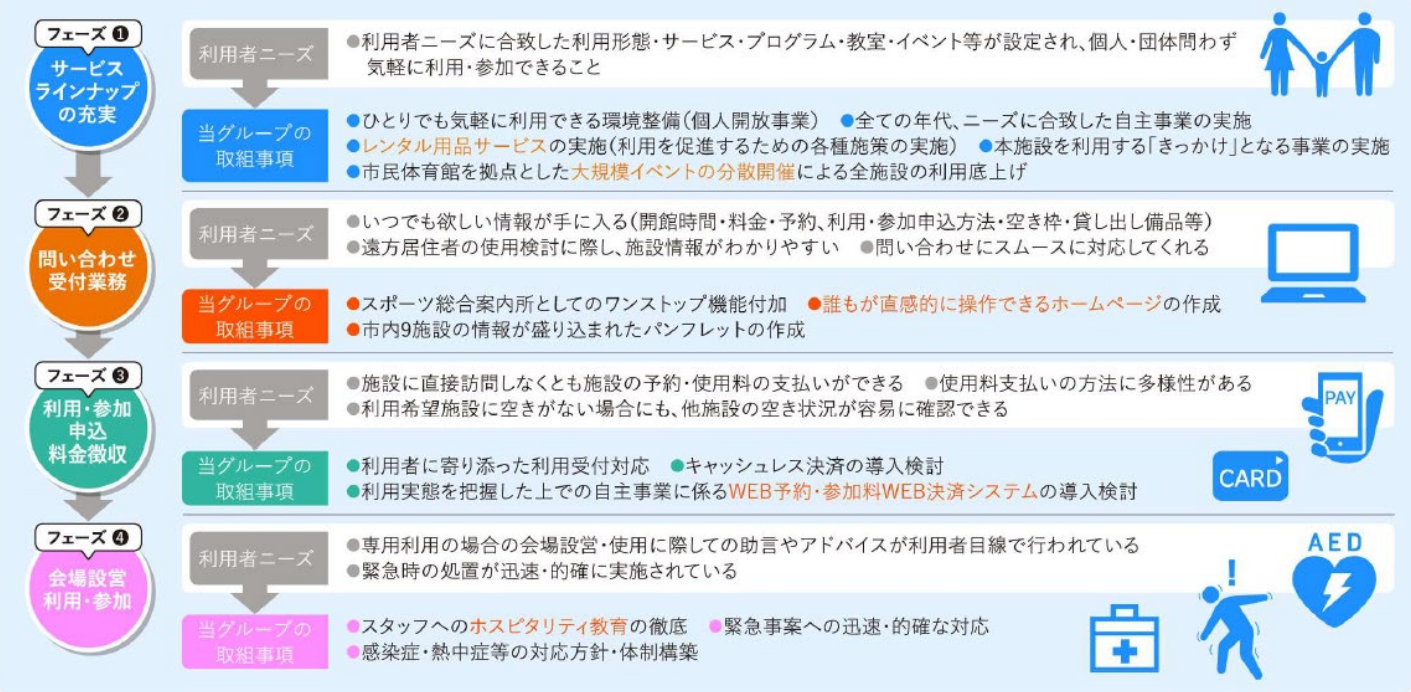
- ・老朽化が進む本施設のメンテナンスを実施する為に各施設合計 10 日/年の臨時休場日を設け、建築物や建築設備の予防保全とメーカー点検等を実施しする事で長寿命化を目指します。
- ・臨時休場日は季節や天候やイベント後等の効果的かつ効率的なタイミングで実施し、貴市に了承を得た上で利用者への通知（HP や SNS を活用）を実施します。
- ・通常の休場日は条例に則り、下記の通りとします。

施設	現状の休場日	提案する休場日
市民体育館	毎月第 3 火曜日、12/28～翌年の 1/3 まで	全ての施設にて合計 10 日間の臨時休館日を設けます。 ※メンテナンス休暇 
市民プール	9/1～翌年の 6/30 まで	
桜が丘市民広場	12/28～翌年の 1/3 まで	
上仲原公園野球場	12/28～翌年の 2/末まで	
上仲原公園テニスコート	12/28-翌年の 1/3 まで	
清原中央運動公園	12/28-翌年の 1/3 まで	

利用者の増加、施設利用率の向上を図る為に
4つのフェーズでの取組事例

- ・現在の利用者の継続利用を確保した上で、当グループの新たな取組とスタッフの高いホスピタリティ醸成により、既存利用者の利便性向上と新たな客層獲得を目指します。
- ・施設利用促進・スポーツ活動への参加促進を行うため、①サービスラインナップ充実、②問い合わせ・受付対応、③利用・参加申込、④会場設営・利用参加の4つのステージ段階において、利用者ニーズに対応した取組を行います。

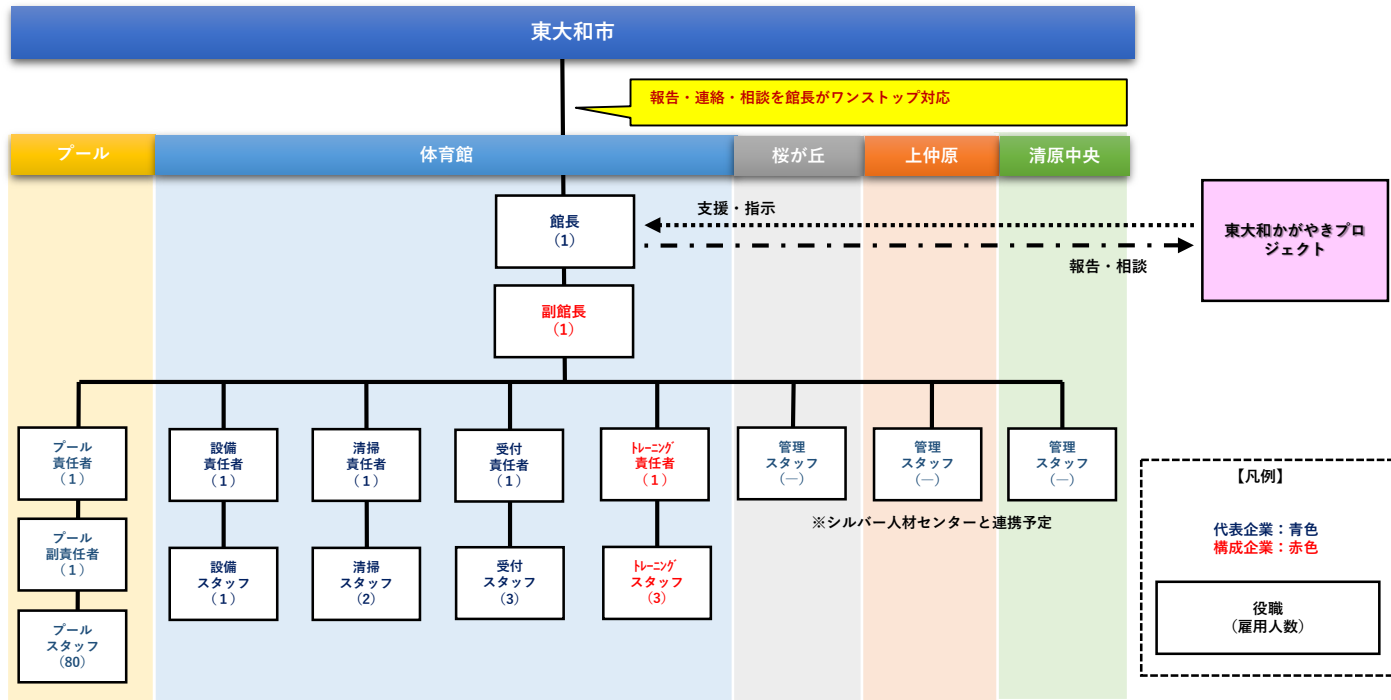
■4つのステージ別の利用者ニーズと当グループの取組



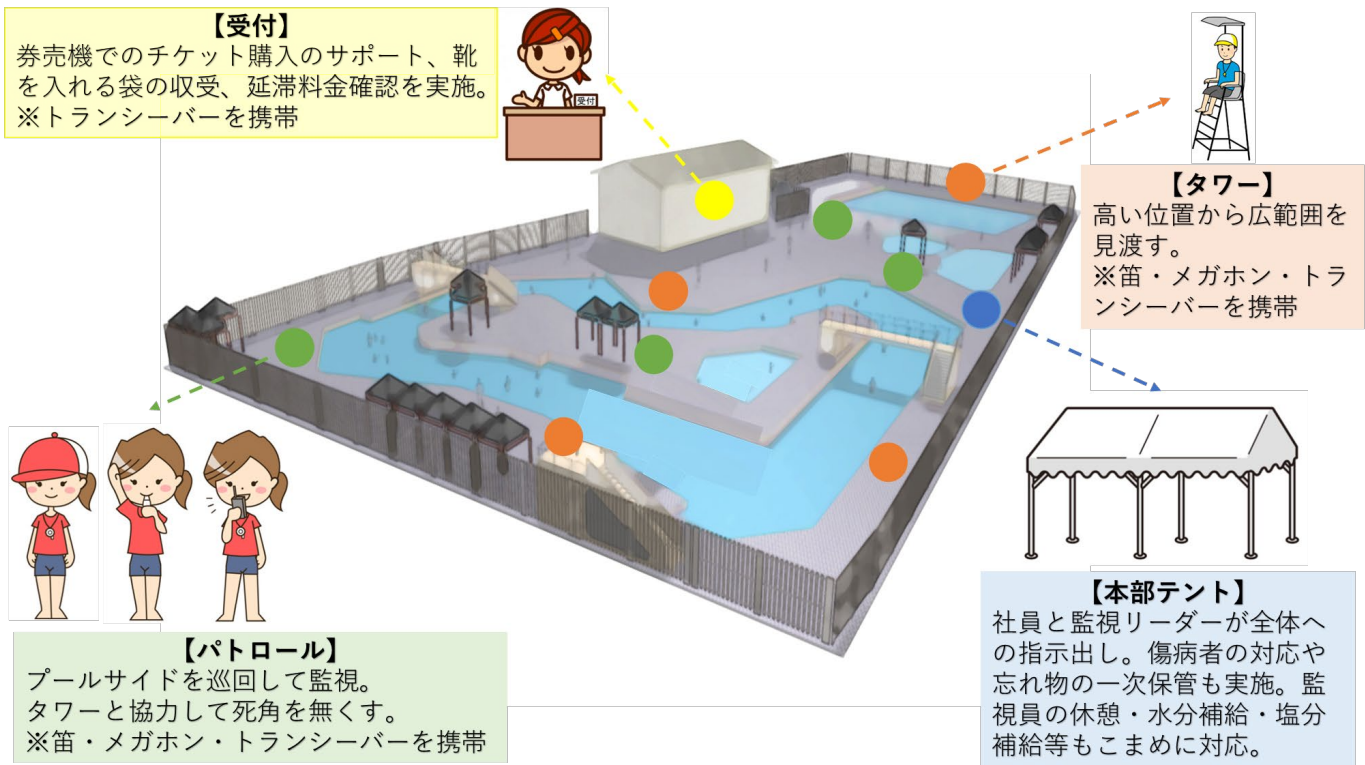
統括責任者の経歴・資格

	総括責任者（館長）予定者	副統括責任者（副館長）予定者
保有資格	・普通自動車免許第一種免許 ・普通救命救急講習 1 ・防火管理者 ・介護予防運動指導員 等 ・指定管理施設責任者経験 2 年以上	・普通自動車免許第一種免許 ・普通救命救急講習 1 ・防火管理者 ・介護予防運動指導員 等 ・指定管理施設責任者経験 2 年以上
職務経歴	熊谷市、柏市等の類似施設での館長経験を有している人材。本施設でも館長として維持管理業務も運営業務も理解して貴市との窓口を務めます。今年度はプールのスタッフとしても従事しており、館長として万全の準備をしています。	指定管理者指定後、国内 272 施設に勤務する雇用スタッフ 1,651 名（令和 6 年 7 月 1 日現在）の中より、選抜配置します。国内スポーツ施設運営経験 10 年以上の豊富な経験を持つ人材を配置し、市のスポーツ振興を担います。

各部署がシームレスに連携し、ホスピタリティ溢れる配置計画



プール監視・受付スタッフは約80名を臨時雇用



受付・管理スタッフの教育制度・育成プログラム

時期／ セッション	研修名	内容	回数	イメージ
業務開始前	業務開始前研修	指定管理制度への理解、個人情報の取り扱い、本施設での業務内容 等	1 回	
業務開始後	感動を創造するホスピタリティ研修	ホスピタリティ・コーディネーターによる喜びや感動を共創できるスタッフの育成	1 回/年	
運営	スマイルスタッフ研修	サービス品質の向上、ホスピタリティマインドの醸成	1 回/年	
	運動指導員育成システム	トレーニング室スタッフの資質向上	適宜	
プール	溺水者・傷病者の救助法	監視員の泳力向上、溺水者の救助方法、傷病者の安全確保、緊急時の連絡体制の確認	1 回/年	
	心肺蘇生法・救急法	心肺蘇生法（人工呼吸、心臓マッサージ）、応急手当、AED、担架、救急資材の使用法	1 回/年	
	衛生管理研修	水質管理基準と測定方法、清掃作業基準と実施方法、プールで発生しやすい感染症	1 回/年	
維持管理	設備機器等の取扱研修	設備機器の機能と運転方法、薬品の取扱、予防保全、予知保全、修繕 1 次対応	1 回/年	
	美観向上清掃研修	居室毎の清掃方法、汚れの種類による薬品の使い方、安全及び衛生、環境問題	1 回/年	

多様なニーズに対応し、全ての皆様が安心して楽しめる環境を提供

- 施設の提供への考え方は、地域全体が賑わい年齢やジェンダーに関係なく、みんな愛される施設づくりを目指します。
- LGBTQ への配慮として男子トイレにサニタリーボックスを設置し、安心して来館して頂く事で本施設が多様なニーズに対応できるインクルーシブな場所だと認知して頂きます。
- 利用者へのサービスの考え方は、利用者ニーズに合わせた柔軟な対応を意識し、利用者の声を反映した管理運営を実施します。
- 受付スタッフはホスピタリティ溢れる笑顔で対応します。施設巡回時に困っている方がいる場合には積極的に声がけを行い、コミュニケーションを図る事で一緒に解決策を模索します。
- 貴市と協議の上、「予約システムの使い方説明会」を実施し本施設を使いたい方や団体の皆様へシステムの理解を深める場を開催します。説明会後も「予約システム」の使い方が分からない方には、受付スタッフが丁寧に説明し、運営 DX のサポートを実施します。

サニタリーボックス
設置トイレ

病気やその他の理由により尿漏れパット
やおむつ等を必要としている方に
サニタリーボックス(汚物入れ)を設置し
ています。



サニタリーボックス設置イメージ



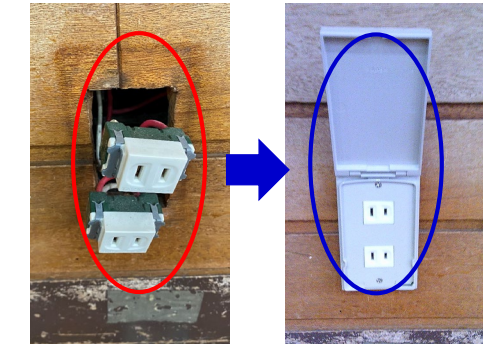
説明会イメージ

本施設を知り尽くした設備員が常駐し、トラブルに対して早期対応を実施

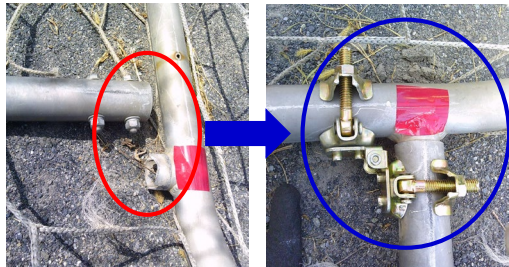
- 市民体育館（1987 年竣工）や市民プール（1984 年に竣工）は建設から約 40 年以上経過し設備更新が必要な時期にきています。さらに東京都の借地に建設されている市民体育館は、大規模修繕の建替えとなると多額の費用が生じることが見込まれ施設の将来的なあり方について検討することが必要とされています。
- 貴市の体育施設等を長年愛して利用されている地域住民の方に対し、今後もスポーツを身近に感じ楽しんで頂く為に、引き続き施設・設備を「事後保全」から「予防保全+予知保全」の考え方をベースとして、事前に不具合等に早急に対処することが最重要と考えます。
- 最小のコストで最大の効果を得る手法である「ファシリティマネジメント」の考え方にに基づき、本施設を継続して安全な状態に保持するとともに、効果的に維持管理を行うことで利用者の満足度を高めます。

令和5年度修繕費内訳書				
施設修繕				
実施日	実施箇所	修繕内容	契約相手方	執行額
4月18日	市民体育館	貯湯槽エア抜き弁設置	クリーン工房	62,451
5月28日	市民体育館	屋上階段滑り止め設置（材料は市役所支給）	クリーン工房	2,750
備品修繕				
実施日	品名	修繕内容	契約相手方	執行額
4月18日	桜が丘市民広場	サッカーゴール修繕	クリーン工房	5,830
4月18日	桜が丘市民広場	金網修繕	クリーン工房	15,862
4月18日	市民体育館	卓球台修繕	クリーン工房	23,467
4月25日	桜が丘市民広場	サッカー場のエアポイント目印設置	クリーン工房	9,482
5月17日	桜が丘市民広場	ブラインドカーテン補修	クリーン工房	9,482
小計				64,123
指定管理委託料（修繕費）		施設修繕費	備品修繕費	残金額
4,510,000		65,201	64,123	4,380,677
内訳				
市民体育館		桜が丘市民広場	上仲原公園運動施設	
34,826		71,031	0	
市民プール		合計		
23,467		129,323		

履歴の一元管理



予防保全の一例



小修繕の一例

品質を追求した維持管理を実施

- 市民体育館：トレーニング機器は、機器ごとに事故防止のための安全点検手引きに基づき、点検の時期や維持管理方法を確実に実施
- 市民プール：排（環）水口は水を抜いた状態で蓋等が正常な位置に堅固に固定されている事、固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がない事、配管の取付け口に吸い込み防止金具等が取付けられている事を確認
- 桜が丘市民広場：設備、備品の巡回点検を実施し、整備不良による事故の防止
- 上仲原公園野球場：利用者にヒアリングし、より一層の安全性の向上
- 上仲原公園テニスコート：砂入り人工芝のメンテナンスは砂を均一に保つ事で芝の摩耗を防止
- 清原中央公園運動広場：靴の裏等に付着したゴムチップや、流れ出したゴムチップが側溝に溜まった際は水洗いして人工芝グラウンド内に戻し、環境保護に配慮



事故防止の安全点検手引き



二重構造の排（環）水口



ゴムチップ清掃

緊急時・異常発生時における基本的な対応

- 「事故・事件・災害は起こりうる」事を常に意識しながら行動し、「初期動作」「点検・確認ポイント」等を予め設定する事で利用者の人命と健康を守る安心・安全な施設管理を実施します。
- 緊急時や、異常事態発生時には、**危機管理マニュアルに則り冷静・確実に対応**するように心がけ、被害の最小化と迅速な収束に向けて行動します。

事象		対応策
不審者 不審物		- 不審者を発見した場合は、刺激しないように監視し他のスタッフへ連絡し必ず複数人で対応する。同時に関係機関へ通報する。 - 不審物を発見した場合は、触らず、近寄らず、関係機関へ通報する。 - いずれの場合も、利用者の安全を第一優先とし、利用者への避難誘導、周知を徹底する。
事故 ケガ 意識不明		傷病者が発生した際は迅速に応急処置を行い、必要に応じて救急車の要請を行い医療機関へ対応を引き継ぐ。 - 家族、保護者への連絡を適切に行い、誠意を持って対応する。 - 意識がない場合は、救急車を要請し、同時に A E D を手配する。正常な呼吸がない場合は、胸骨圧迫を行う。必要に応じて CPR（人工呼吸、A E D）を行う。
熱中症		意識がない場合は、救急車を要請し、応急処置として涼しい場所へ避難し、服をゆるめ身体を冷やす。 - 意識がある場合は、涼しい場所へ避難し、服をゆるめ身体を冷やす。水分・塩分を与える。
設備故障		- 設備故障を発見した場合は、設備員による状況確認を行い、必要に応じて設備の修繕を実施する。 - 万が一漏水が発見された場合は、近くに利用者がいる場合は安全な場所に避難誘導し、協力企業へ連絡する。 修繕が必要な場合は状況に応じ貴市と協議し速やかに修繕を行う。安全確認が取れるまでは営業を中止する。
自然災害	火災	- 火災発見、報知器で感知した場合には、状況確認後、必要に応じて利用者の避難誘導、所轄消防署への通報、初期消火活動を実施する。 - 傷病者がいる場合には、応急処置と医療機関への搬送を行う。 消火活動の支援と同時に動線・周辺通路の確保を実施する。
	地震	- 利用者を落ち着かせ揺れが収まるまでその場に待機し避難口、避難経路を確保し使用中の火気を止める。 - 揺れが収まり次第安全な場所への避難誘導を行う。施設内に逃げ遅れている方がいないか、十分確認する。 - 施設外観の目視点検を実施し、被害状況を確認し、貴市へ報告を行う。 - 施設外観に亀裂など破損があった場合は、付近に利用者を近寄せないように囲い、現状を貴市へ報告すると共に、早急に対応する。 - 施設躯体に異常が発見されない場合でも、電気・ガス・水道の停止が認められる場合には、貴市に報告し、安全上営業を見合わせる。
	台風 豪雨 積雪	- 気象情報を確認し、事前に工作物などの養生、危険予測箇所チェック、設備備品撤去・移動を行う。 - 適宜施設巡回を行い、被害状況を確認し、貴市へ報告を行う。 - 故障、損傷、浸水、積雪などがあれば迅速に対応し、復旧に努める。 豪雨等で、屋外に出ることが危険と判断した場合は、利用者に対し館内で待機することを案内する

設備管理部長による定期巡回を実施（バックアップ体制）

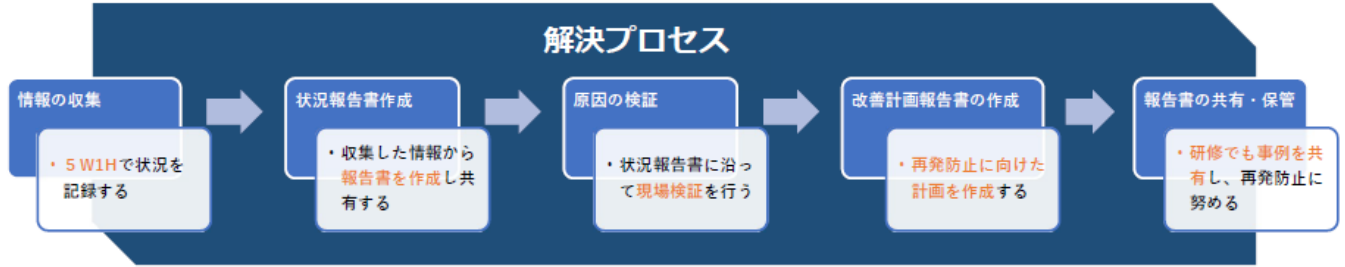
代表企業所属 設備管理部 部長	
氏名	古平 誠（こだいら まこと）
保有資格	第3種電気主任技術者、1級電気工事施工管理技師、1級管工事施工管理技師、1級土木施工管理技師、建築物環境衛生管理技術者、第1種電気工事士、第1種衛生管理者、危険物取扱者乙4、消防設備士甲4、消防設備士乙7、東京都公害防止管理者、高圧ガス製造保安責任者
職務経歴	入社7年 同和鋳業(株)（現DOWAホールディングス(株)）入社、 同和工営(株) 転籍 （小坂事業所長、設備部長、大阪支店副支店長、京都支店長） 藤田観光(株) 入社 事業本部プロパティ部勤務 (株)エヌ・エス・ピー 入社（企画開発部長） (株)クリーン工房 入社 （事業開発部設備管理技術企画 設備技術責任者）

緊急時・異常事態発生後は「記録」を残し、再発防止策の検討

- ・緊急時・異常発生事後は、早急に関係者への情報収集を行い、時系列に沿って状況報告書を作成します。
- ・状況報告書に沿った事象発生時に近い形で検証を行い不備や不具合などの発見に努め、今後の改善方法を記載した**改善計画報告書を作成し貴市へ報告**します。
- ・報告内容はスタッフ全員で情報共有し、再発防止に努めるほか、改善計画報告書は事務所に保管し、容易に確認できるようにします。

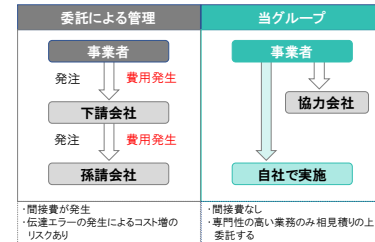
項目	内容
発生日時	
発生場所	
発生状況	
発見者	
報告者	
検証者	
改善計画	
備考	

改善計画報告書



維持管理経費の低減

- ・年々進む最低賃金の上昇や、各施設の経年劣化、更なる光熱水費上昇等が想定され、支出増となる傾向にあります。そのような背景の中、収益事業の展開・適正賃金・予防保全+予知保全や先行投資等により、本施設の品質向上を行います。
- ・設備の維持管理においては、法令点検や保守点検等の専門性を要する業務の支出を除き、**簡易な修繕等は可能な限り代表企業の設備員が自ら行い**、サービス水準の維持・向上に努めながらライフサイクルコストの低減を図ります。
- ・再委託業者を選定の際には必ず**品質を確保した上で出来る限り地元企業の数社からの見積書を比較した金額にて業務発注を実施**します。



経費低減	・消耗品は使い捨てではなく詰替え用を使用 ・リサイクルトナーの使用 等
光熱水費低減	・トイレ用擬音装置を設置し、節水対策 ・給湯室、洗面所等での節水の励行 等
予知・予防保全による維持管理コスト低減	・早期確認での補修による維持管理費の低減 ・計画修繕による維持管理費の低減 等
効率的な管理運営によるコスト低減	・マルチスタッフの導入による人件費低減 ・性能発注方式による効率的なコスト低減 等

省エネルギー化の推進、環境配慮行動の促進

ア 維持管理において実施しようとする省エネルギー化、環境配慮

・環境負荷低減に配慮した物品の購入、施設の管理運営（省エネルギーの徹底、温室効果ガスの排出抑制及びカーボンニュートラルへの取組、グリーンインフラの導入、リサイクルの推進等）における環境負荷低減への配慮を徹底します。

省エネルギー化	・空調機の効率運転（夏季：28 度、冬季 20 度設定） ・利用者全員で取り組む節水対策（ナッジ効果） ・設備の適切なメンテナンス（設備機器の性能維持） ・こまめな消灯（各諸室に利用者がいない時は消灯） 等
環境配慮	・環境配慮製品の使用（SGD s への寄与） ・使い捨て品の使用を抑制（無駄を減らすための啓発活動） ・ペーパーレス化（ペーパーレス化を推進し、電子文書の活用） ・エコイベントの開催（環境意識を高めるイベント） 等



イ 教育委員会と協議のうえで省エネルギー化、環境配慮を図ることができるもの

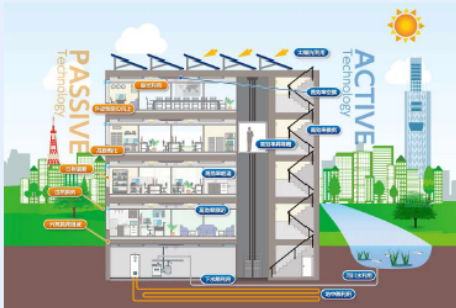
・維持管理経費の低減と同様にサービスの低下にならない事を前提に、①中央監視室の設置（光熱水費の一元管理システムの導入）、②インバーター制御の設置（電気代の削減）、③ZEB 化（省エネ・創エネ）、④環境プラットフォームの設立（みんなで考えるエコ活動）等を教育委員会と協議の上、都度、実施する事で省エネルギー化、環境配慮が可能だと考えます。



①中央監視室の設置（光熱水費の一元管理システムの導入）



②インバーター制御の設置（電気代の削減）、



③ZEB 化（省エネ・創エネ）



④環境プラットフォームの設立（みんなで考えるエコ活動）

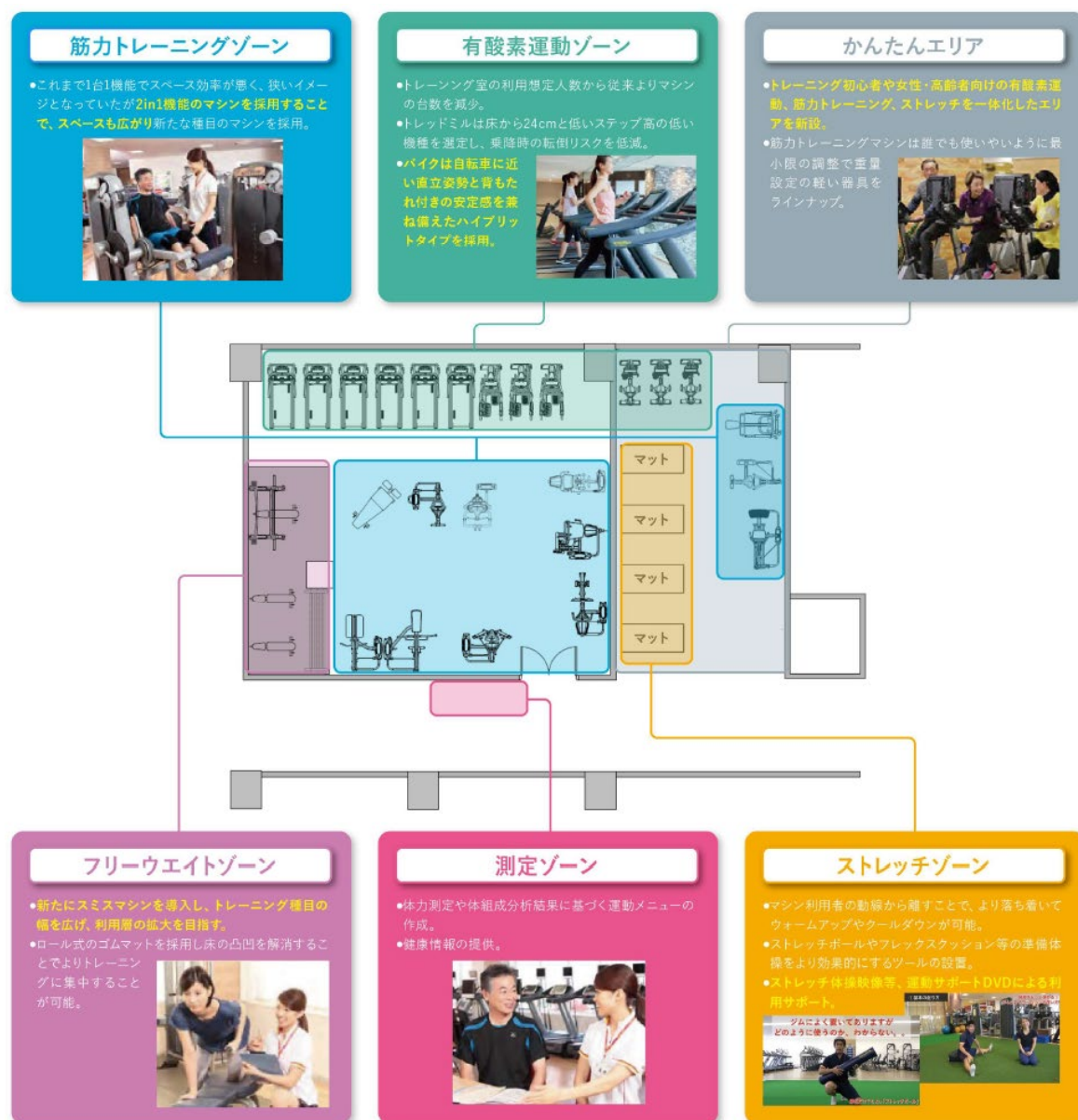
トレーニング室に導入するトレーニング機器についての考え方

1日当たりのトレーニング室利用者数増加

・令和5年度実績でトレーニング室の年間利用者は24,783人で、1日当たりの利用者数に換算すると約72人と構成企業の運営する同等規模のスポーツ施設と比べて半分程度の利用人数となり、伸長の余地があると考えています。そこで**1日当たりの利用者数の目標を100人と設定し、器具の設置台数の適正化**を図り、時代や利用者のニーズに沿った器具の選定をします。

器具メーカー選定

・現指定管理者の設置するテクノジムジャパン株式会社の器具については、設置から17年、新しいものでも10年以上が経過しており修繕のリスクや部品手配の困難さから**新しい器具を導入します**。器具は国内外で多くの納入実績があり、アジアに工場を持ち**アフターサポート体制の充実**しているジョンソンヘルステックジャパン株式会社の器具を採用します。構成企業が運営する全国104のスポーツクラブの標準マシンであり、メーカーから認証を得た専門スタッフが構成企業社員として在籍しており、**内部外部2つの視点で優れたメンテナンスの実施が可能**です。



業務効率向上に寄与する手法・ツール

【維持管理 DX (デジタルトランスフォーメーション)】

①ドローンを活用した点検の実施

- ・建築物の天井や外壁等、特に**高所等の危険な場所の点検にドローンを活用**します。ドローンカメラにより点検された写真や動画を解析し、施設の老朽化の早期発見や適切な維持管理により施設の効率的な点検を実施します。

②タブレット導入による業務管理

- ・設備管理にタブレットを導入することで**業務の効率化・迅速化**を図ります。タブレット導入により、設備員はサーバーからの情報を素早く正しく入手・把握しての対応が可能となります。現場でデータを入力することも可能となり点検した結果をすぐに情報共有することができます。

③クラウドシステムによるデータ共有

- ・**館長をはじめ、代表企業の社員と相互確認できるように維持管理データをクラウド上に保管**します。クラウド上の情報は貴市とも共有し、建物の状況を常に確認することが可能です。維持管理データは主に光熱水量の情報や、設備員や清掃員の目視チェック表現場写真等を格納します。情報漏えい対策としてセキュリティの高いクラウドサービスを選定します。

④情報共有の加速

- ・LINE などのアプリを活用する事で一斉に情報を拡散し、スタッフや関係者間での**迅速な情報共有体制を確保**します。



①：ドローンを活用した点検



②、③：維持管理 DX のイメージ



④：情報共有の加速

【キャッシュレス化】

- ・利用者のニーズを調査しながら、多様化するライフスタイルに応える利便性の高い施設を目指す為、**キャッシュレス決済の対応を検討**します。



キャッシュレス決済のイメージ

「楽しい」を起点としたスポーツ教室の実施

- ・本施設で提供するスポーツ教室等の基本コンセプトを「エンジョイスports」とします。
- ・ジュニア世代では「楽しい」を起点に「好き」⇒「継続」⇒「上達」のサイクルを創出します。
- ・大人世代では「楽しい」を起点に「生活のメリハリ・仲間づくり」⇒「継続」⇒「運動の習慣化」のサイクルを循環させます。
- ・また、構成企業では、利用者と従業員双方が起点となり好循環を生み出す仕組みを大切にしています。
- ・世間一般的には「ES(従業員満足)」「CS(顧客満足)」の充実を図りますが、構成企業では間に入る“Impressive”(印象深い、感動的な)が施設運営サービスの重点ポイントと捉えており、双方が起点となり、EISとCISを相互に高め合いながら、利用者のみならず施設スタッフの「働きがい」を高めていきます。

特殊出生率を理解した未就学児・幼児への体操教室の新規実施



ヨコミネ式クラブ

教育理念「ダメな子なんていない、すべての子どもが天才!」

コンセプト

成功体験をどんどん与えることで、「何事もやればできるんだ」というチャレンジする心を植え付ける。その気持ちがあれば、勉強も運動も、そして日常生活も、無理にやらされるのではなく、自ら進んでやろうとする自発性が生み出され、最終的には最も重要な自立につながる。
この自発性や自立が小学校に進み、そして大人になっても最も大切なので、幼少期からそのベースを作り出していく。
嫌々やらされると、自発的にやるのでは結果には大きな差が生まれる。



ヨコミネ式の特徴

①親子分離

②全学年同一授業

③少人数制



多数のメディアも注目する
体操教室



導入のポイント・ノウハウ注入による工夫

POINT 1 幼児向けの教室がない

POINT 2 保育室遊休時間の有効活用

POINT 3 保育室カーペットの張替え

現在の保育室はカーペットの剥がれが見られており、長年手が入られていないことがうかがえます。幼児体操を実施する上で、剥がれ部での踏み防止、衛生面の改善等効果を見込みカーペットの張替えを実施いたします。



国内最先端のデジタルコンテンツを活用したショートレッスンを開催



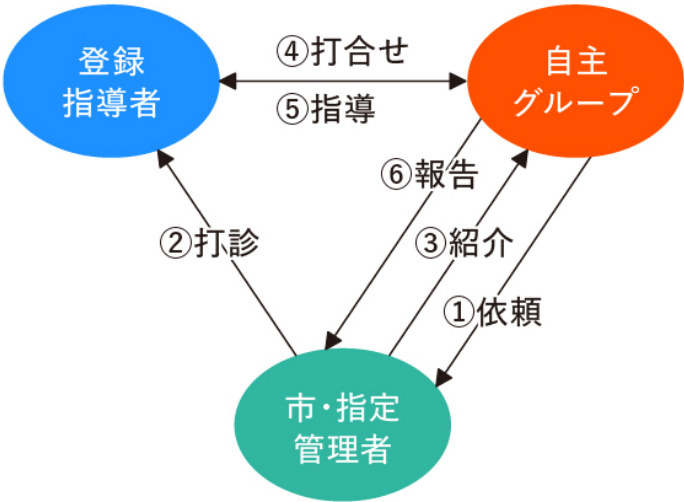
映像プログラム一覧

ボディメイク系 12プログラム	ファンクショナル系 4プログラム
ピラティス系 8プログラム	エアロ・ステップ系 18プログラム
ストレッチ系 10プログラム	ヨガ系 19プログラム
コンディショニング系 9プログラム	ダンス系 12プログラム
格闘技・筋トレ系 14プログラム	

合計 106プログラム

「東大和スポーツ指導者バンク」の新設検討による活動の場の創出

東大和スポーツ指導者バンク 実施イメージ



指導者を紹介する団体の条件

①参加者人数、施設、設備、開催時間等が適切であること。 ②主催者又は代表者が明確であり、かつ、参加者の事故等について責任をもって処理できること。 ③参加者がスポーツ傷害保険等に加入していること。 ④参加者に東大和市暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当する者がいないこと。 ⑤活動目的が、政治、宗教または営利を目的としたものでないこと。

「HIGASHIYAMATOスポーツ&ヘルスアップ フェスタ」の開催

- ・イベント開催時は、施設のキャパシティ上、市民体育館及び周辺広場中心での開催となることが想定されますが、新たに新設される東大和市初の人工芝グラウンド「清原中央公園運動広場」をはじめ、市民の皆様の**市内スポーツ施設認知度**を高めていただくための**全市民を対象のイベント**を、指定期間2年目以降、各年度実施します。
- ・各施設周知のため、市民体育館以外でも実施し、運動を習慣化するためのきっかけづくりの一環となるコンテンツや、防災啓発やキッチンカー等の飲食ブースを絡めた**ファミリー層や運動無関心層への訴求**も視野に入れたイベント計画とします。



「カラダ測定・セミナーウィーク」の開催

心のリラクセーション 女性の健康編



いつまでも美しく健康であるために、女性のライフステージごとの健康課題(月経前症候群や更年期障害など)や症状を知り、その時期を迎えられるようにします。また、対処方法を知ること、自分なりのリラックス方法を見つけることができます。

スリープタフネスセミナー



睡眠の質を上げるためのセルフケアメソッドを習得できる、実践型のプログラムです。睡眠に対しての正しい知識と行動を身につけ、仕事のパフォーマンス向上を狙います。仕事での眠気の改善による、労働災害防止・生産性向上・品質事故防止にもおすすめです。

心のリラクセーション 自律神経編



心と体の緊張を和らげる「呼吸法」や「自律訓練法」を、心地よいアロマの香りと音楽の中で行います。ご自宅や職場で気軽にできるリラックス方法を体験します。ストレス対策としての「セルフケア」にもおすすめです。

メンタルタフネスセミナー



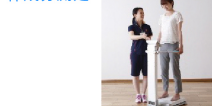
心と体の両面に働きかけ「折れない社員」を育成するプログラムです。社員一人ひとりがストレスと向き合い、ストレスを糧に成長する力を養います。出口が見えにくい職場のメンタルヘルスの一次予防や、企業のパフォーマンス向上におすすめです。

ヨガでリラックス



疲労回復に欠かせない睡眠について考え、気軽にできるヨガのポーズで身体を動かすことの良さを体験します。参加者が睡眠と運動を通して、生活習慣を調えることの大切さについて学ぶ運動プログラムとしておすすめです。

体成分測定



身体の成分(部位別の脂肪量や筋肉量等)を測定し、トレーナーからのアドバイスを受けます。詳細情報のデータをもとに、生活習慣の改善方法や個々にあった運動を学びます。「健康づくりの動機づけ」に最もおすすめです。

脳と体のリフレッシュエクササイズ



シナプソロジーメソッドで脳を活性化します。また、体をほぐすエクササイズやストレッチにより、脳と体をリフレッシュします。お仕事の合間やご自宅で実施することで、疲労回復にもつながり、活き活き元気な環境づくりにおすすめです。

転倒リスク測定



転倒が労働災害の中で一番の災害となっており、50代を中心に年々増加しています。転倒は歩行能力・下肢筋力・バランス能力の低下により発生します。機能テストは、原因となる身体の状態を把握し、個別のアドバイスを通じて、具体的な改善方法を提案します。

情報活用・提供の考え方

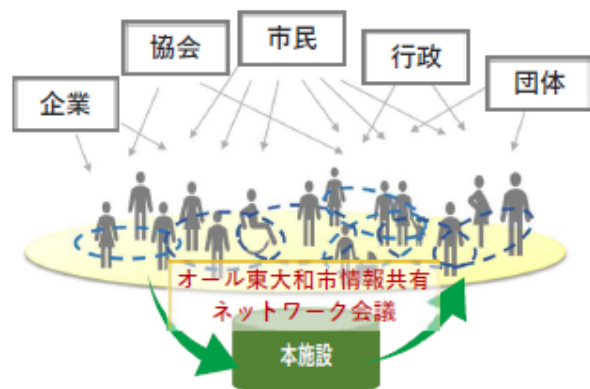
- 最新の情報や知識を月例会議時にインプットし、全てをアウトプットするのではなく**本施設を利用される皆様のニーズに沿った内容を取捨選択**する事で管理運営の質を高めます。
- 知り得た情報や知識を基に新しい自主事業プログラムやイベントを企画し、利用者へ提供する事で本施設が成長し続け新鮮で魅力的な場として在り続けます。
- 本施設での管理運営方法やルールに関する改善点も収集した情報に基づいて見直します。利用者にとって快適で利便性の高い目指し、**維持管理面ではエネルギー効率の高いシステム、運営面では運営 DX（受付スタッフの省人化）等**を意識し、運営効率を高めます。
- 利用者への情報提供方法としては **SNS を使用した情報拡散・波及が効果的だと理解しており、本施設専用の SNS を開設**して広く情報発信を行います。※館内掲示等の書面での発信も実施します



施設専用 SNS を開設し、情報を拡散するイメージ

「オール東大和市情報共有ネットワーク会議」で地域相互連携を強化

- 特定非営利活動法人東大和スポーツ協会をはじめ、地域のスポーツクラブ、レクリエーション協会等と SNS で繋がり、**相互の情報発信を加速**させます。
- 貴市や上記団体と合意形成が図れば、Web 会議システムを活用した「オール東大和市情報共有ネットワーク会議」を当共同事業体が主幹となり 2 回/年開催する事で、相互連携を強化します。
- 当共同事業体が習得した最新の情報発信だけでなく、**各団体が抱えている課題に対しても意見を出し合い解決策を見いだせる場**として活用して頂きます。
- 更に懇親を深める為に、「懇親会」も企画します。みんなが顔を合わせる事で相互理解を深め、協力体制を構築する機会を創出します。更に、お互いの強みを活かしたシナジー効果による「協働プロジェクト」への発展へも寄与します。
- 地域全体で協力し合える基盤を整備し、**本施設をハブ機能として地域との連携が促進される事で①課題解決能力の向上、②地域コミュニティの強化、③地域の賑わい創出、④地域資源の有効活用**を目指します。



地域団体との相互交流イメージ

東大和スポーツコンシェルジュ認定スタッフによる個別対応

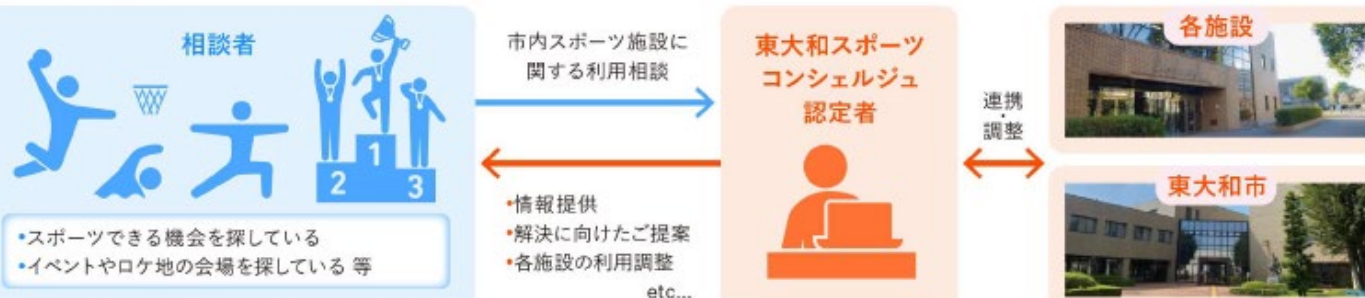
相談内容のデータベース化・FAQ

- ・全施設スタッフを対象とした研修の一環として、「スポーツコンシェルジュ養成研修」を実施し、研修合格者が対応する体制を構築します。受付スタッフ全員が対応できる体制を目指すことで、回答・案内精度の高い施設にします。
- ・また基本的な案内内容に加え、過去の相談内容はデータベース化を行うことで、回答事例のブラッシュアップを行います。
- ・スポーツ利用についての問い合わせはもちろん、スポーツにとどまらない様々な活用についてご案内します。

- ・スポーツイベントを開催したいので場所を探している
- ・複数施設を使用した大規模大会を開催したい
- ・各施設で行われている、スポーツ体験やイベント情報などを知りたい
- ・展示会やコンサートなどを開催したい
- ・撮影で施設や広場などを使用したい

スポーツコンシェルジュ認定制度活用例

■利用イメージ



■対応例

Q 5歳のこどもスポーツを習わせたい。できれば屋外ではなく、天候に左右されない屋内施設でのスポーツ教室を知りたい。

相談例

- ・子どもにスポーツを習わせたい
- ・屋内スポーツが良い
- ・出来るだけ用具費が掛からない種目が良い



A 東大和スポーツコンシェルジュが市民体育館の教室メニューを紹介

案内例

- ・子ども向け屋内でのスポーツ教室は、市民体育館で実施している5種目が対象となります。
- ・バスケット教室とフットサル教室は服装も自由なので、会費だけで参加できます。
- ・ご不安でしたら、今なら無料体験も実施していますので、いかがですか。

市内9つのスポーツ施設情報が盛り込まれたパンフレットの作成

- 子どもから高齢者まで幅広い市民に対応するため、**デジタルな情報提供**に加え、紙ベースの**アナログな情報提供の両軸での展開が必要**であると考えています。当グループの経験とノウハウを活かし、紙媒体を活用した情報発信についても実施し、本施設の利用者増につなげます。
- パンフレットは、デザイン性の高く、本事業範囲内の6つのスポーツ施設に加え、清水ゲートボール場、新堀ゲートボール場、奈良橋ゲートボール場を加えた**全9施設の情報が網羅できる内容**とし、本施設の利用案内施設PRに努めます。
- 市内の類似施設・公共施設を中心にパンフレット設置を依頼し、更に**近隣にある武蔵小金井、西国分寺、国立、東久留米等の構成企業スポーツ施設等**にもパンフレットを設置することで、本施設の認知度向上、地域ブランドの向上を図っていきます。



からだ測定システムの導入による健康づくり相談と定点観測

- 体成分測定システムを新規導入し、**定期的な測定とカウンセリング**を促すことで、**健康づくりの継続促進**を行います。また、本器は日常時だけでなく、健康づくりイベントにも活用します。

事前



◆予約

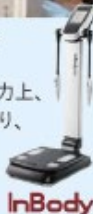
- ✓ トレーニングルーム利用時の直接予約
電話での来館日時確定
※WEB予約は別途検討
- ✓ 不明点解消

当日



◆測定 InBody

- ✓ 年齢・性別・身長を入力上、裸足で測定機器に乗り、バーを握るだけの簡単な測定



◆プリントアウト

- ✓ 測定結果はその場でプリントアウト



◆カウンセリング

- ✓ 測定結果表の見方とポイントを説明
- ✓ おすすめのトレーニング・プログラム・生活上の留意点等をアドバイス。

体成分分析機 InBody[®] 測定でわかること

- ✓ 体水分・タンパク質・ミネラル・体脂肪を定量的に分析し、栄養状態に問題がないか、体がむくんでいないか、身体はバランスよく発達しているかなど、人体成分の過不足を評価します。



測定データ

- 1 体水分・タンパク質・ミネラル・体脂肪の量・割合・平均的データとの比較
- 2 脂肪・筋肉量と評価／肥満指標評価
- 3 部位別筋肉量・脂肪量
- 4 体型評価・効果測定の場合は履歴表示

ツールを活用した啓発・測定促進を実施



「利用者目線」によるセルフモニタリングを実施し、
市民サービスの向上に寄与

- 当共同事業体は市民サービスの向上に寄与する為に利用者の意見や要望等を通じて満足度の向上や利便性の向上に資する管理運営を行っているかに着眼し、「利用者目線」によるセルフモニタリングを実施します。
- 日々の管理運営が利用者のサービス低下に繋がっていないかを重視し、効率的で効果的な取組みが成されているか確認します。
- 東大和市の地元企業への優先発注や地元雇用の促進について確認し、地域に根差した持続可能な管理運営が実施されているか確認します。



施設の提供についてのセルフモニタリングポイント		スポーツの振興についてのセルフモニタリングポイント		施設管理についてのセルフモニタリングポイント	
チェックポイント	利用者メリット	チェックポイント	利用者メリット	チェックポイント	施設メリット
☐ ホスピタリティを提供しているか	満足度向上	☐ 健康増進に寄与しているか	健康寿命の延伸	☐ 予防保全+予知保全が実施されているか	長寿命化
☐ 利用者のニーズに合ったサービスが出来ているか	満足度向上	☐ スポーツに関心をもっているか	スポーツ人口の増加	☐ メンテナンス効率が図れているか	長寿命化
☐ コミュニティの形成ができてきているか	満足度向上	☐ 継続的な運動習慣の定着になっているか	スポーツ人口の増加	☐ 設備機器は適切に点検されているか	長寿命化
☐ 安心感を提供できているか	満足度向上	☐ 運動の楽しさを実感しているか	健康寿命の延伸	☐ 光熱水費の使用料は適正か	コスト低減
☐ 他施設との差別化が図れているか	満足度向上	☐ 多世代で参加できるか	世代間交流の促進	☐ 使用する薬品は適切に管理しているか	法令遵守
☐ 健康状態をリアルタイムで確認できるか	利便性向上	☐ スポーツ初心者でも参加しやすいか	スポーツをする機会	☐ 避難経路は確保されているか	法令遵守
☐ リピーターになって頂けているか	モチベーション向上	☐ 競技力が向上しているか	モチベーションアップ	☐ トラブル対応は適切か	信頼性のある維持管理
☐ 運動の成果が見える化されているか	継続的な運動への意欲向上	☐ 発表の場があるか	モチベーションアップ スポーツをを知る機会 スポーツをする機会	☐ 環境負荷を配慮しているか	SDG s への寄与
☐ 目標設定の支援ができているか	継続的な運動への意欲向上	☐ 地域の団体と連携出来ているか	スポーツする機会 スポーツを支える機会	☐ 適切な人員配置をしているか	効率的な維持管理

セルフモニタリングのチェックポイント

(3) 収支予算書

(指定管理者の候補者が提出した令和7年度から令和11年度までの収支予算書)

(様式9)

令和 7～11 年度収支予算書

1 収 入

単位：千円

項 目		金 額	内訳・積算根拠
指定管理委託料	施設の運営及び維持管理に関する業務の指定管理委託料	561,910	R7 年度～R11 年度の合計
	計	561,910	
利 用 料 金 収 入		193,625	
自 主 事 業 収 入		104,200	
そ の 他		8,815	
合 計		868,550	

2 支 出

単位：千円

項 目		金 額	内訳・積算根拠
自 主 事 業 費		75,855	R7 年度～R11 年度の合計
人 件 費		458,000	
管 理 費		183,000	
事 務 費		25,000	
そ の 他		126,695	
合 計		868,550	

※ 指定期間の各年度について作成してください（内訳・積算根拠は、別紙可）。

また、指定期間5年間を合算したものを提出願います。

※ 「自主事業費」には、指定管理業務の範囲内で行う事業、教室等の経費を記入してください。「自主事業収入」には、自主事業において利用者から徴収する実費相当の参加料、資料代等の収入を記入してください。